

川崎市政策評価委員会設置要綱

（設置）

第1条 川崎市の実施する施策等の評価の客観性及び公正性を確保し、あわせて評価制度の改善、改良に資することを目的として、川崎市政策評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 施策等に係る評価が客観的かつ公正な評価手法等に基づいて実施されているかなどについて審議し、意見を述べること。
- (2) 評価の実施状況、評価結果等について報告を受け、評価結果の施策への反映及び成果の把握状況等について意見を述べること。

（組織）

第3条 委員会は、評価手法等について見識を有する学識経験者5名、公募市民3名以内によって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（召集）

第6条 委員会は、必要に応じて市長が召集する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

（関係者の出席）

第8条 委員会において、必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、総合企画局において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 5 月 2 3 日から施行する。

川崎市政策評価委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属 等
委 員 長	高千穂 安 長	玉川大学経営学部教授
副委員長	垣 内 恵美子	政策研究大学院大学教授
委 員	川 崎 一 泰	東海大学政治経済学部准教授
	野 口 晴 子	国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部第2室長
	水 上 耕一郎	N R I 社会情報システム株式会社 取締役社長
	青 木 昇	川崎区在住（市民委員）
	杉 橋 啓 子	宮前区在住（市民委員）
	余 郷 昌 昭	麻生区在住（市民委員）